

地域の防災活動事例集

【地域住民による防災マップづくり】

住民が実際にまちを歩き、地域の防災関連施設を確認するとともに、災害時をイメージして、「どの地域に木造家屋が密集しているか」、「どこが避難経路に適しているか」、「崖や塀など避難障害が考えられるか」といった視点から、「防災マップ」を作成します。

防災マップの作成は、地域で役立つ地図を作ることだけではなく、住民が実際にまちを歩き、防災の観点から改めて自分たちのまちを知ることが大きな目的です。

このことから、一人でも多くの住民がマップづくりに参加者することが大切です。

【実施要領】

- 1 実施の準備
 - ・ 災害の種類（震災、水害等）、対象地域の決定
 - ・ 参加者の募集
 - ・ 地図・小道具・記入会場等の手配
- 2 実施の流れ



調査する地域を決めます。

町会内の班などを単位として、調査地域を分担する。

班などの単位でまちを歩きます。

実際にまちを歩くことにより、防災施設や災害時の危険箇所等を調べる。

『調査項目（例）』

- ・ 官公庁（消防、警察など）、医療機関、町会会館など
- ・ 避難所、一時集合場所、応急給水槽など
- ・ 防災関係の倉庫（市民消防隊の格納庫ほか）
- ・ 防火水槽や消火栓、街頭消火器、公衆電話の設置場所など
- ・ 災害時要援護者の所在地
- ・ 災害に役立つ技術を持つ人や場所の所在（大工、医師、看護婦、災害時に役立つ重機、資機材のある場所など）
- ・ 木造家屋が密集している地域
- ・ 消防車が入れないような狭い道路
- ・ 延焼火災が発生しても、広い空地（または大規模な耐火建物、広い道路など）により「焼け止まる」地域

地図に記入します。

それぞれの情報を集約し、1枚の地図に書き込む。この際、それぞれの班の代表者が、調査結果を発表する形式をとると、参加者全員が地域の情報を共有することができ、より効果的となる。

地図を作成します。

地域の人に配布するための地図を作成、印刷する。

まちを歩き調査したことで十分な意義があるため、地図を印刷することは必須ではありません。

【発災対応型防災訓練】

皆さんが住むまちの中を訓練会場として、地震発生時に地域にある資器材を活用して、災害対応を行う防災訓練です。参加者は、煙（発煙筒）などを見て初めて近所の火災を知り、近くの消火器などを利用して消火します。

【実施要領】

- 1 事前に町会役員等と協議し、地域に数箇所の火災の発生場所を決めておく。（場所は、町会役員のみが知っており他の参加者は知らない。）
- 2 火災発生場所では、発煙筒（車両用等）などを着火し、訓練開始（地震の発生）の合図（拡声器・サイレンなど）を地域に流す。
- 3 付近に住む訓練参加者（住民）は協力して街頭の消火器などで消火する。



【グラッと対応30(サンマル)訓練】

30(サンマル)とは、30分で全ての訓練を終わらせることです。訓練時間を短くすることにより、多くの住民が気軽に参加することが期待できます。訓練内容は、発災対応型を短時間で実施できるよう、進行管理を工夫しています。

【実践的な避難訓練】

避難訓練をより実践的なものとするため、震災時の道路状況を想定した避難訓練をします。

【実施要領】

- 1 自治会・町会が指定する場所（一時集合場所）から避難所または避難場所への経路において、危険箇所（ブロックの倒壊など）や道路狭隘により通行が不能になることが予想される場所を地域で話し合い、指定しておく。
- 2 訓練当日は、橋の崩壊、火災などによる通行止めを示すパネル等を掲示する。
- 3 避難途上に通行止めを示すパネルがあった場合は、迂回する。
- 3 避難に要した時間の測定及び順路を記録しておき、検討会を実施する。

【災害時要援護者の支援訓練】

災害時要援護者を災害から守るため、地域で助け合い、安否確認、避難誘導などを行います。災害に備え、地域の交流を深めることを目的としています。

【実施要領】

- 1 説明会や回覧板などで、地域に居住する災害時要援護者（地震などの災害時に避難などの行動に支援が必要な方）に対し、訓練内容等と目的について知らせ、参加者を募る。
- 2 地震発生時の合図により、地域の人が災害時要援護者の安否確認を実際に行い、防災市民組織等に安否の状況を知らせる。
- 3 避難訓練では、災害時要援護者（健常な方が代理も可能）を車椅子などで実際に避難所または避難場所まで搬送するなど、災害時に助け合っていくことのできる体制づくりを行う。
- 4 日頃から「災害時要援護者」の所在を示した地図を作成しておき、災害時の安否確認等に役立てる。



【事業所も参加した防災訓練】

事業所とともに地域が一体となって防災行動力の向上を図るため、地域の事業所も参加した防災訓練を実施します。なお、事業所ではこの訓練にあわせ、消火訓練や避難訓練を地域とともに実施します。

【実施要領】

- 1 地域の事業所に対し、自治会・町会と連携した防災訓練の重要性を理解してもらい、参加を呼びかける。
- 2 事前説明会には、自治会・町会、参加事業所をはじめ、消防団などの関係機関が参加して、意見交換、調整を行う。
- 3 参加事業所は、防災訓練にあわせ、近隣建物への初期消火や応急救護、避難訓練などを自治会・町会と協働して行う。
- 4 訓練項目は、各事業所で対応可能な内容を取り入れ、短時間で効果の高いものとする。



- (例) 事業所周辺の住宅から出火したこと想定して、事業所の職員協力による初期消火を実施する。
自治会・町会と事業所で連携して、避難場所までの避難訓練を実施する。

【自治会・町会と事業所との協力協定の締結】

地域住民と地域の事業所が協力することで、より災害に強いまちづくりが期待できます。そのためには、双方が日ごろから交流するなどして良好な関係をつくるとともに、助け合える内容について、事前に話し合っておくことが大切です。

自主防災組織（自治会・町会）と地域の事業所が協力協定を結ぶことで、協力内容を明確にすることができます。

【実施要領】

- 1 自治会・町会と地域の事業所が災害時に協力できる内容について検討する。

【参考】 具体的な協力例

事業所による自治会・町会への協力内容

- ・ 事業所の自衛消防隊による地域の初期消火活動
- ・ 事業所敷地の地域住民への避難所としての提供、避難者の一時受入れ
- ・ 事業所員による地域住民（特に災害時要援護者）の救出・救護
- ・ 事業所所有の防災資器材の地域への提供
- ・ 事業所備蓄食糧、飲料水の地域への提供 等

自治会・町会による事業所への協力内容

- ・ 市民消火隊による事業所の初期消火活動
- ・ 自治会・町会員による事業所員の救出・救護
- ・ 自治会・町会所有の防災資器材の事業所への提供 等

- 2 自治会・町会と事業所が協定内容等の細部を事前に協議する。
- 3 両者が協力協定を結ぶ。

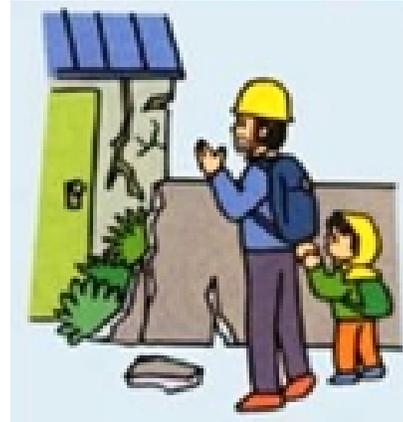
協力協定（標準案文）は最後のページをご覧ください。

【自治会・町会の班長による安否確認訓練】

町会内の班長の任期交代時期を捉え、新旧班長（70名）により、発災の合図で自分の班の住民の安否確認を実施します。（1,700人の住民の安否確認を20分で完了した例があります。）

【実施要領】

- 1 班長には知らせず、負傷者、自力避難困難者、倒壊家屋などをいくつかの家庭に設定する。
- 2 班長は、自分の班の安否確認をする中でそれらを発見し、発災の合図で立ち上げた「災害対策本部」へ報告する。
- 3 報告を受けた本部は、広場に避難してきた住民に応援を頼み、救出資器材等を持った救出班を現場に派遣し、重傷者の担架搬送、応急手当などを行う。

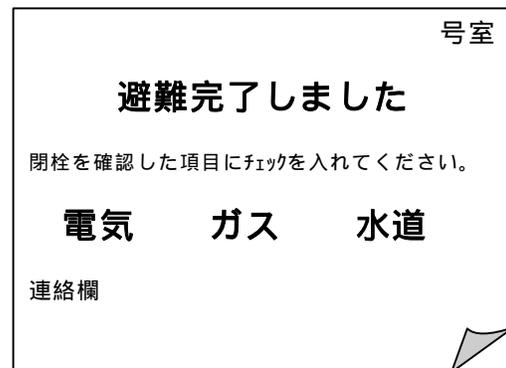


【中高層団地における安否情報の確認訓練】

大規模な団地やマンションにおいて、災害が発生した時に、どのように安否確認を行うかを訓練します。

【実施要領】

- 1 地震発生時の合図を流す。
- 2 避難が完了した住戸は、居住者が自らドアノブに、タオル、ハンカチ、布切れなどを巻く。（右図の紙をドアに貼る方法もある。）
- 3 各階の代表者が、受け持ち部分の安否確認を実施する。
- 4 ドアノブにタオル等が巻いていない住戸について集中的に安否確認を行う。
- 5 避難完了を表示する方法については、平日頃から様々な機会を利用し各住戸に浸透させる。



【市民消火隊と連携した防災訓練】

防災市民組織内にある市民消火隊の放水訓練とあわせて防災訓練を行います。

【実施要領】

- 1 地震発生時の合図とともに、地域の住民が消火器やバケツリレーにより初期消火を開始する。
- 2 自治会・町会の市民消火隊が出動する。
- 3 市民消火隊は、火災現場近くの防火水槽を使用し小型消防ポンプにより放水を実施する。
- 4 市民消火隊の活動と同時進行で、住民の避難訓練などを実施する。

防災訓練における区の支援（参考）

地震体験車

震度7までの地震の揺れを再現することができる地震体験車が訓練場所に出向き、地震の怖さや身の安全を守ることの重要性を認識します。

車両には、区内小・中学校の生徒・児童によるイラストが描かれています。



地震体験車

煙体験ハウス

人工の煙を発生させたテントの中を歩き、火災から身を守る方法を学びます。

街頭消火器の貸し出し

粉末消火器や強化液消火器などを使って実際に火を消す訓練を行う場合に、街頭にある消火器を訓練用として貸し出します。公園や室内など、消火器の粉末が散乱するため使用できない場合は、粉末消火器放射袋（ビニール袋）も配布します。



煙体験ハウス

防災ビデオの貸し出し

過去の災害の記録や教訓など、防災知識普及ビデオを貸し出します。

成人用に加え、子供向けのアニメビデオも用意しています。

展示用防災用品の貸し出し

災害時に必要となる非常用食糧、非常持出用品、非常用トイレなど、そして、地震への備えとしての家具転倒防止器具などを防災訓練時の展示用として貸し出します。



展示用防災用品

訓練用資機材の貸し出し

発電機、投光器（照明）、炊き出し用かまど、炊飯袋、避難所備蓄資機材（簡易トイレ、毛布、断熱シート）などを貸し出します。

試食用備蓄食糧の配布

避難所等に備蓄しているクラッカー、アルファ化米などを、防災訓練時に試食用として配布します。（賞味期限まで間もないので、保存することはできません。）

アルファ化米：お湯、又は水をかけるだけで食べることができる米

訓練周知用ポスターの配布

地域の防災訓練に一人でも多くの住民が参加するよう、「地域用（地域の掲示板に掲出）」と「集合住宅用（マンション等の掲示板に掲出）」の2種類の訓練周知用ポスターを配布します。

災害時における 自治会・町会と (株)との
相互協力に関する協定書(標準文案)

自治会(以下「甲」という。)と (株)(以下「乙」という。)は、災害時における相互の協力を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、甲と乙が連携協力することにより、相互に迅速かつ円滑に災害応急活動を行い、地域の人的・物的被害を最小限に抑えることを目的とする。

(要請)

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当者を定め、災害が発生したときは、協力を受けたい事項を示して応援を要請する。なお、大規模災害に限らず、地域内で発生した火災の消火活動や、水害等の災害等においても要請できるものとする。

(協力)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従いできる限り応援するよう努める。

(協力内容)

第4条 甲又は乙が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 避難場所の提供及び避難者の一時受入れ
- (2) 応急対策等に要する人的派遣
- (3) 備蓄食糧及び飲料水の提供
- (4) 防災資器材の提供
- (5) その他災害時に必要な活動

(業務の指示)

第5条 協りに係る活動の指示及び連絡調整は、原則としてそれぞれの団体の代表者が行うものとする。

(事故等への対応)

第6条 万一事故があった場合は、誠意を持って協議する。

(防災訓練への協力)

第7条 甲及び乙は、災害時の対応を円滑に行うため、相手方が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。特に乙は、地域における社会貢献の一環として、甲が実施する防災訓練に対し、人員、資器材、場所を提供するよう努めるものとする。

(日常的な交流)

第8条 甲及び乙は、相手方が実施する行事への積極的な参加、意見交換会、イベント等の開催等を通じて平時から交流を行い、協力要請時に円滑に活動できるよう努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

(協議)

第10条 この協定に疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙が協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれに記名押印の上、各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲

乙